

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 13 日

各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障 害 福 祉 課
精神・障害保健課

「認知機能が十分でない方への出張法律相談」に関する情報提供について

今般、日本司法支援センター（法テラス）より、「認知機能が十分でない方への出張法律相談」の周知について、別紙『「認知機能が十分でない方への出張法律相談」の周知について（依頼）」のとおり協力依頼がありました。

本相談業務は平成 30 年 1 月 24 日から、援助の対象となりそうな障害者等を福祉機関が発見し、法テラスに連絡することによって、弁護士等の側から働きかけて法律相談を実施するものであり、福祉機関として、障害福祉サービス事業所や精神保健福祉センター等も該当しています。

詳細は別紙の添付資料に記載されておりますので、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市町村、関係機関及び精神保健福祉センターに周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件にかかる問合せについては、別紙依頼文中（本件の事務担当）に記載されている日本司法支援センター本部までお願いいたします。